

# 高知県移住促進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県移住促進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 県は、県外からの移住を促進することにより地域の活性化を図るため、国の財政支援制度を充当して施設整備を行う市町村（以下「交付事業者」という。）に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付金額の算定対象となる事業)

第3条 交付金額の算定対象となる事業（以下「交付金算定事業」という。）は、高知県移住促進事業費補助金交付要綱（以下「事業要綱」という。）第3条第1項第1号に掲げるハード事業であって、事業要綱に規定する要件等を満たす事業とする。

(交付対象経費)

第4条 交付された交付金は、次の各号に掲げる事業等に充当するものとする。ただし、国の財政支援制度や県補助金を活用した後の市町村負担額に充当してはならない。

- (1) 減債基金等の基金への積立金（移住促進に必要な施設を整備するために借り入れた地方債の元利償還金に充当）
- (2) 移住促進に必要な施設を整備するために借り入れた地方債の元利償還金
- (3) 交付金算定事業に関連する事業に係る経費
- (4) その他移住促進に資するものとして知事が必要があると認める事業

2 交付金を前項第3号及び第4号に掲げる事業等に充当する場合であって、当該事業が交付金算定事業である場合は、当該充当額に相当する額を交付金算定対象事業費から控除するものとする。

(交付金の交付期間)

第5条 交付金を交付する期間は、交付金算定事業が完了した年度の翌年度とする。ただし、これによりがたい場合は、5年以内で複数年にわたり交付することができる。

(交付事業者、事業実施主体、交付金算定対象事業費、交付金算定対象事業費限度額及び交付金額)

第6条 交付事業者、事業実施主体、交付金算定対象事業費、交付金算定対象事業費限度額及び交付金額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付金額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(実施計画書の提出)

第7条 交付金の交付を受けようとする交付事業者は、交付金算定事業を実施する前に、交付金算定事業ごとに別記第1号様式による実施計画書を知事に提出しなければならない。

(交付金算定事業の採択等)

第8条 知事は、前条に規定する実施計画書の提出があった場合は、交付金算定事業の採択の可否について決定し、採択の決定を行った場合にあっては当該申請者にその旨を通知するものとし、不採択の決定を行った場合にあってはその理由を付して、当該申請者に通知するものとする。

(交付金算定事業の重要な変更)

第9条 交付事業者は、事業採択を受けた交付金算定事業について次の各号のいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第2号様式による実施計画変更書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 交付金算定事業の新設又は廃止
- (3) 交付金算定事業の施行箇所の変更
- (4) 交付金算定事業の完了年月日の延期
- (5) 交付金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (6) 交付金算定事業の重要な部分に関する変更 (必要に応じ事前に知事に協議すること。)

(交付の申請)

第10条 交付事業者は、交付金の交付を受けようとするときは、別記第3号様式による交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 第1項の交付金交付申請書の提出に当たって、当該交付金算定事業に係る消費税仕入控除税額等(交付金算定対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金算定対象事業費に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付の決定等)

第11条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めた場合は、交付金の交付を決定し、当該交付事業者へ通知するものとする。

(交付の条件)

第12条 第2条に規定する交付の目的を達成するため、交付事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付金算定事業及び交付金を充当する事業に関する経理についての収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、交付金算定事業及び交付金を充当する事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 交付金算定事業及び交付金を充当する事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金算定事業及び交付金を充当する事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する交付目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 取得財産のうち、規則第19条第1項第2号の規定により知事が定める機械、重要な器具等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具等（次項において「取得財産等」という。）とし、交付事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するときまでは、知事の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。
- (4) 知事は、交付事業者が施設財産等を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- (5) 交付金算定事業及び交付金を充当する事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 交付金算定事業及び交付金を充当する事業の執行に際しては、県又は市町村等が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 第4条第1項第1号の規定により交付金を減債基金等の基金に積み立てた場合で、実績報告時に提出した基金処分計画の内容に変更がある場合は、速やかに変更後の基金処分計画書を作成し、知事に提出すること。
- (8) 交付金を充当する事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金を充当する事業の

遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(9) 交付金を充当する事業を中止し、又は廃止する場合は、その旨を記載した書面を知事に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(10) 交付事業者が交付金を充当する事業を補助事業とする場合で、間接補助事業者が県税の納税義務者である場合は、間接補助事業者に県税の滞納がないことを証明させなければならないこと。

(11) 交付事業者は、交付金を充当する事業を補助事業とする場合の補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して第1号から前号までの条件を付さなければならないこと。

(交付金の変更)

第13条 交付事業者は、交付の決定を受けた交付金の額を変更しようとするときは、あらかじめ別記第4号様式による変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付金算定事業の実績報告等)

第14条 交付事業者は、交付金算定事業の完了の日の属する年度の翌年度の5月31日（交付金算定事業を廃止した場合には、廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日）までに別記第5号様式による実績報告書等を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の実績報告書等には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 交付事業者が事業実施主体の場合

ア 工事請負、委託等の契約書等の写し（交付金算定事業分に限る。）

(ア) 契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が表示されているページのみとする。）

(イ) 契約の変更があった場合は、その事実を確認することができる請書等

(ウ) 契約が2件以上にわたる場合は、別記第6号様式による契約状況総括表（実績報告）

イ 支払関連書類

ウ 完了検査調書の写し

エ 工事出来高設計書

オ 完成写真（必要最小限の枚数で施工前と施工後とを対比することができるものであること。）

カ 平面図（建物の整備等のハード事業に限り、建物整備の場合は、立面図も添付すること。）

キ 充当する起債の額が確認できる書類（長期資金借用証書の写し等）

(2) 交付事業者以外が事業実施主体の場合

ア 交付事業者の補助金交付決定通知の写し

イ 交付事業者の補助金検査調書の写し

ウ 完成写真、図面等実施した補助事業の内容が分かる資料

エ 事業実施主体者の県税を滞納していないことを証するものの写し

3 交付事業者は、第10条第2項ただし書の規定により交付金の交付の申請を行った場合であつて、第1項の実績報告書等の提出時期までに当該交付金算定事業に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 交付事業者は、第10条第2項ただし書の規定により交付金の交付の申請を行った場合であつて、第1項の実績報告書等を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該交付金算定事業に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第7号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（交付金算定事業の年度終了実績報告）

第15条 規則第11条第1項後段の規定による会計年度終了時における実績の報告は、別記第8号様式によるものとし、当該会計年度の翌年度の4月10日までに、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（交付金の支払）

第16条 交付金は、交付金算定事業が完了した年度の翌年度で、第14条の規定により交付すべき交付金の額が確定した後に支払うものとする。

（交付金算定事業の繰越の承認申請）

第17条 交付事業者は、交付金算定事業の採択の決定があつた年度内に交付金算定事業を完了しなければならない。ただし、繰越の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 交付事業者が、前項ただし書の規定による繰越の承認を申請するときは、別記第9号様式による繰越承認申請書に關係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（遂行状況の報告等）

第18条 知事は、必要があると認めるときは、交付事業者に対し、交付金算定事業及び交付金を充当する事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(事業成果のフォローアップ)

第19条 交付事業者及び事業実施主体は、交付金算定事業実施年度の翌年度から5年間事業成果等についてフォローアップを行うものとする。

- 2 知事は、必要に応じ、交付事業者又は事業実施主体に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、交付事業者及び事業実施主体は、知事からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

(グリーン購入)

第20条 事業実施主体は、交付金算定事業及び交付金を充当する事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第21条 交付金算定事業、交付金を充当する事業又は交付事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月22日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第5条、第12条、第14条第4項、第19条及び第21条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。